

# 参 考 資 料

〔個人住民税〕

平成 28 年 11 月 14 日(月)

総 務 省

● 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税（個人住民税）のあり方

- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。  
→ 地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠
- 個人住民税は地域社会の会費的性格（地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格）を有している。  
→ 均等割の存在  
所得割（比例税率）における低めの課税最低限の設定
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。  
→ 社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点から極めて重要。
  - ・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
  - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないことも重要**
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かないように留意。**
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性も念頭に置く必要。**

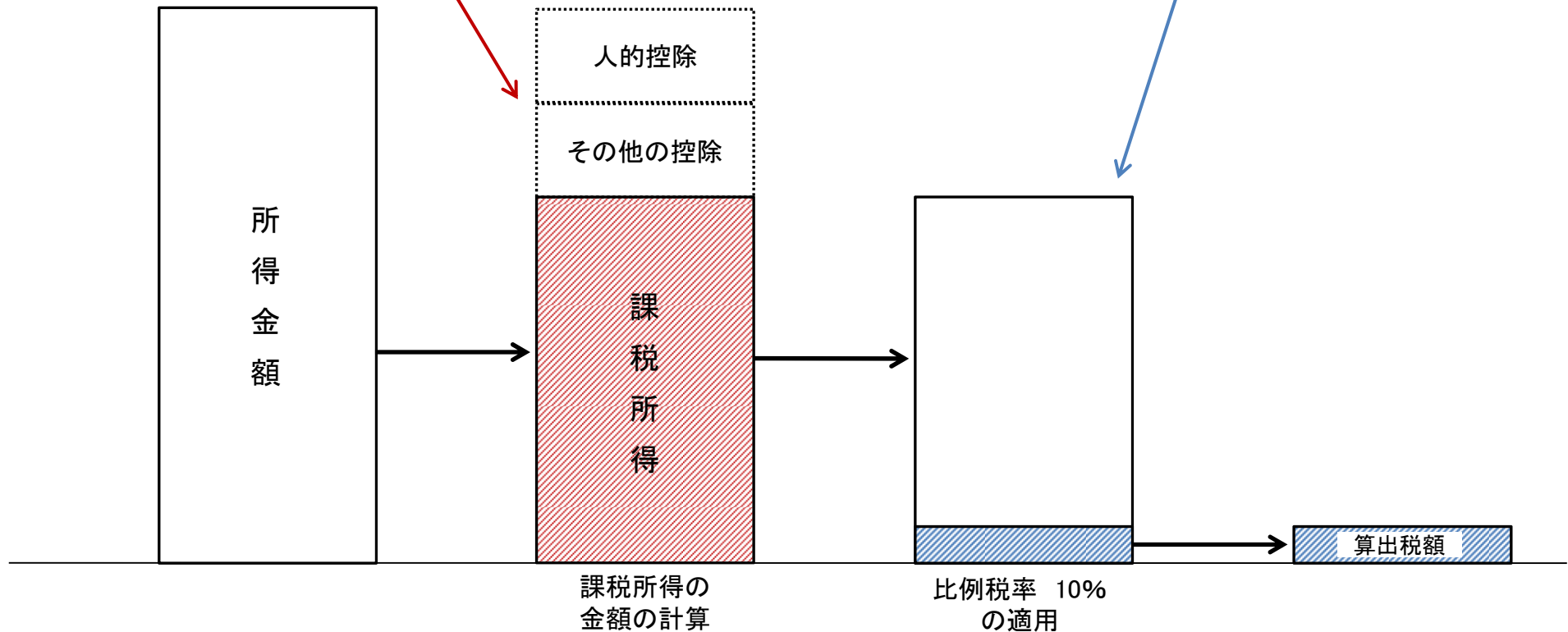
## 個人住民税における税負担の調整

◎個人住民税の税負担の調整は、主に「控除のあり方」によって実現。

◎「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

◎所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

◎「課税所得」に対して比例税率(標準税率:10%)を適用。



## 配偶者控除の経緯（個人住民税）

### <配偶者控除の性格>

- ・ 納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（個人住民税：33万円、所得税：38万円）が設けられている。

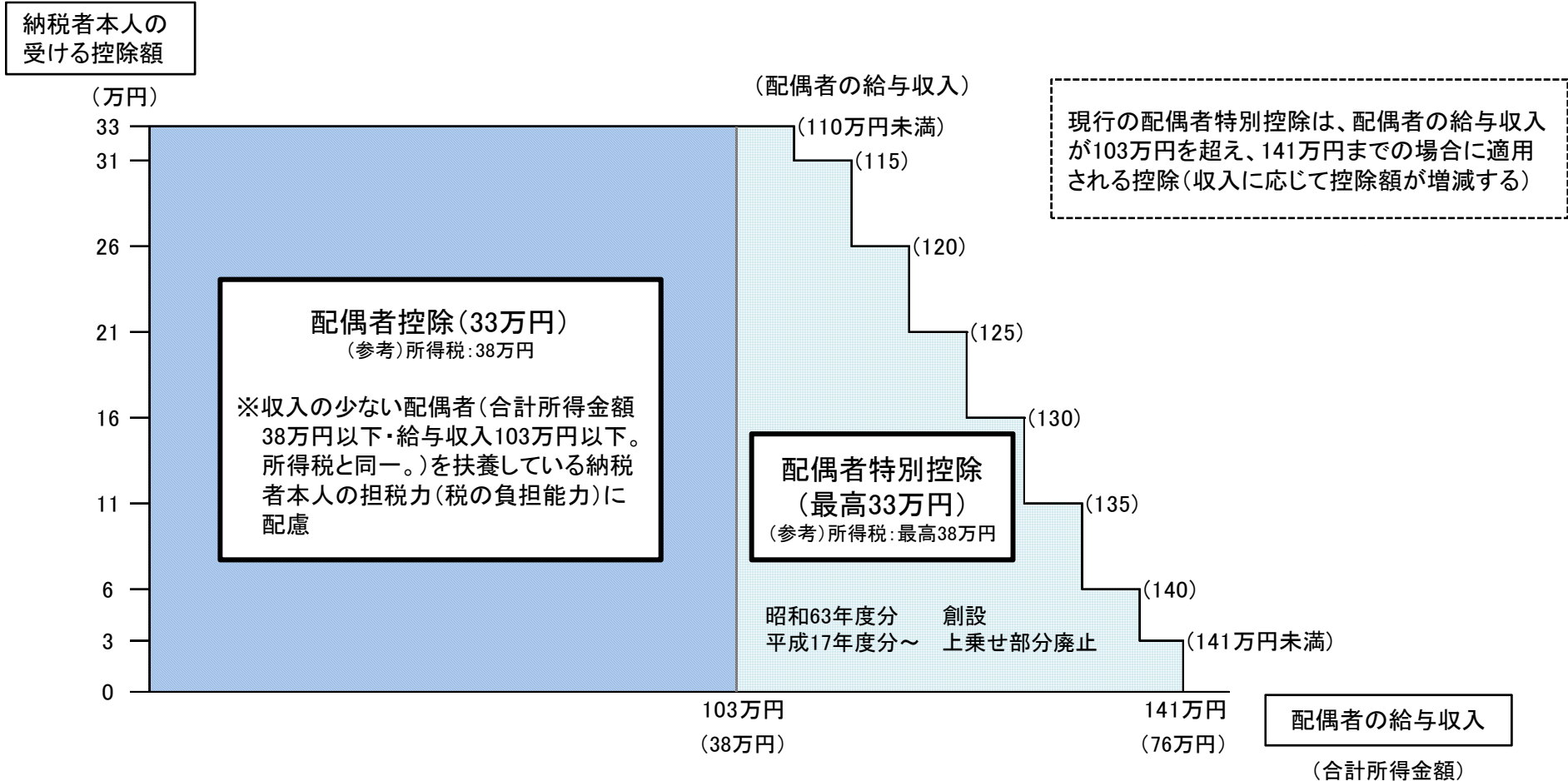
配偶者については、かつては1人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、個人住民税においては昭和41年度（所得税においては昭和36年度）に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設された。

### <配偶者控除・配偶者特別控除の沿革（個人住民税）>

		配偶者控除額	配偶者特別控除額	
昭和 41・42 年度	（扶養控除に代えて 配偶者控除を創設）	80,000 円		
43		90,000 円		
44		100,000 円		
45		110,000 円		
46		130,000 円		
47		140,000 円		
48		150,000 円		
49		180,000 円		
50・51		190,000 円		
52・53		200,000 円		
54	210,000 円			
55～58	（26万円）	220,000 円		
59		253,000 円		
60～62		260,000 円	（昭和63年度創設）	（本人の所得要件）
63		280,000 円		
平成元		〃	〃 円	〃
2		300,000 円	300,000 円	1,000万円以下
3～6		310,000 円	310,000 円	〃
7		330,000 円	330,000 円	〃
17～		〃	〃	〃
				（上乗せ部分の廃止）

(注) 1. 上記の金額は平年度ベースである。  
 2. 59年度の( )書きは、昭和59年度分個人住民税の臨時特例法適用後のものである。

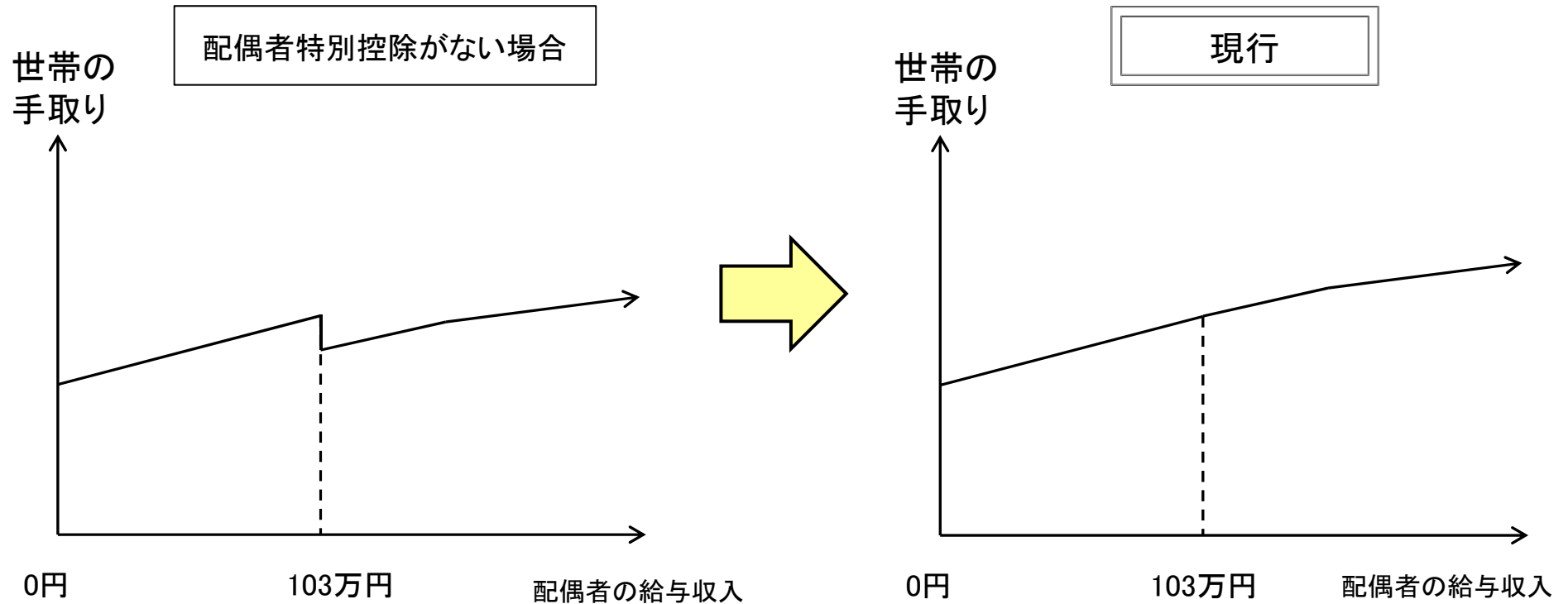
# 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（個人住民税）



※配偶者特別控除は、控除を受ける納税者本人の前年における合計所得金額が1千万円超の場合は適用されない。

## いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある(いわゆる103万円の壁)。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。



(注) 個人住民税の配偶者特別控除は昭和63年度に創設。

# 所得課税（比例税率）における負担調整制度の効果（イメージ）

- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税(2分割)については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。

給与収入の額に税率をそのまま適用した場合

